

## 特集2 《商標の周知性》

## 地域団体商標の周知性に関する審判決の研究

平成 26 年度商標委員会第 4 小委員会

大沼 加寿子, 神林 恵美子, 木村 達矢,  
笹原 敏司, 神野 直美, 高村 隆司

## 要 約

平成 17 年に成立した商標法の一部を改正する法律において、いわゆる地域ブランドを商標法で保護するため、地域団体商標制度が導入された。地域団体商標制度においては、3 条 2 項と同様に、一定の周知性が認められるものについては、登録を受けることが可能となっている。しかし、地域団体商標の周知性に関する調査研究はこれまであまりされていない。そこで、本小委員会では、地域団体商標の周知性の判断基準について、地域団体商標に関する審判決において提出された証拠資料から検討していくことを試みた。但し、地域団体商標について審判、裁判までいった案件は非常に少なく、審決は 4 件、判決は 1 件であった。

今回検討した審判決は、出願人等の使用による周知であると認められない案件及び証拠の提出が不十分である案件である。前者は、出願人以外の者を共同出願人とする、或いは構成員に含めることにより、出願人等の使用により周知になったものであると認められ、後者は、証拠を補充することにより周知性が認められた。

今回検討した案件に限ってみれば、地域団体商標の周知性については、比較的緩やかに判断されているものと解せられる。

最後に、今般、平成 26 年商標法改正に伴って地域団体商標の審査基準が見直されているが、今回検討したものは改正前の案件である。

## 目次

- 第 1 はじめに
- 第 2 地域団体商標（7 条の 2）の周知性
- 第 3 まとめ

## 第 1 はじめに

平成 17 年に成立した商標法の一部を改正する法律において、いわゆる地域ブランドを商標法で保護するため、地域団体商標制度が導入された。全国各地で行われている地域ブランド作りにおいては、地域の特産品について、地域名称とその特産品の名称を組み合わせた名称を商標名として用いることが多い。しかし、こうした商標は、従来は、その多くが商標法第 3 条第 1 項第 3 号に該当するとして、登録を受けることができなかった。地域団体商標制度では、こうした商標についても、3 条 2 項と同様に、一定の周知性が認められるものについては、登録を受けることが可能となっている。しかし、地域団体商標の周知性に関する調査研究はこれまであまりされていない。そこで、地域団

体商標の周知性の判断基準について、地域団体商標に関する審決を基に、提出された証拠資料から検討していくことを試みた。

なお、平成 26 年商標法改正において登録主体の要件が改正された。これに伴って、地域団体商標における周知性要件の審査基準が見直されている。今回検討した審判決においても、今回見直された登録主体の要件が問題となった案件もあり、そうした審決については、改訂後の審査基準にどのように反映されているかという観点から、一読いただければ幸いである。

## 第 2 地域団体商標（7 条の 2）の周知性

本小委員会で検討した地域団体商標の審判決例は添付する検討審判決判例一覧及び審判決カードの通りである。周知性が争点となっている審決は 4 件、判決は 1 件である。

以下、第 4 小委員会において検討した、地域団体商標の周知性が争われた審判決 5 件について、簡単に説明する

(1) 不服 2008-11461 商標：喜多方ラーメン（標準文字）

第 43 類の「福島県喜多方市におけるラーメン提供」を指定役務として出願をしたが、「喜多方ラーメン」について構成員以外の者による使用がされている場合が多く、また、福島県喜多方市以外の地域でも広く使用されている事実をもって、出願人及びその構成員の業務に係る役務を表示するものとしての周知性が認められなかった。

(2) 不服 200912251 商標：淡路島たまねぎ（標準文字）

第 31 類の「淡路島産のたまねぎ」を指定商品として周知性が認められ、登録審決となった。

本件は、審査段階では、「淡路島産のたまねぎ」の総出荷量の 46% を出願人以外の者が出荷しているとして、拒絶査定となった。

この点について、総出荷量の 46% を担っている団体が、共同出願人として加わったため、審判では出願人としての要件不備が解消された。

(3) 不服 2010-28413 商標：中山かぼちゃ（標準文字）

第 29 類の「那須烏山市中山地区で生産されたかぼちゃ」を指定商品として周知性が認められ、登録審決となった。

本件は、出願段階では証拠が不十分であったため周知性を立証できず拒絶査定となったが、審判において審尋等で証拠の補充が再三求められた結果、追加の証拠が提出されたことにより、周知性が立証されている。

(4) 不服 2011-20454 商標：横手やきそば（標準文字）

第 30 類の「秋田県横手市産のやきそばの麺、秋田県横手市産の調理済みやきそば」を指定商品として周知性が認められ、登録審決となった。

本件は、出願人がコンビニエンスストア各社、その他食品会社と契約をし、期間限定商品を販売していた事実をもって、審査において「出願人又はその構成員の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものと認めることができない」と判断された。

しかし、審判では、これらの使用は、出願人による品質管理、監修の基に行われており、且つ出願人名がそれらの商品に表示されていた点が評価され、本願商品と出願人との結びつきを阻害する要因とはならないと判断された。

(5) 知財高裁 H21 年(行ケ)10433（審決取消訴訟）  
商標：喜多方ラーメン（標準文字）

本件は(1)不服 2008-11461 の審決取消訴訟である。審決の判断は裁判においても維持された。

### 第 3 まとめ

今回検討した審判決から、地域団体商標の周知性は、商標法第 3 条第 2 項の周知性に比して、緩やかに判断されていると考えられる。

また、地域団体商標について、その周知性が認められないケースというのは、大別すると、(1)出願人及びその構成員がまとまりきれていないため、結果として出願人以外の者（第三者）が多数使用していることにより周知になったものと判断されてしまい、出願人等の使用による周知であると認められないケース、(2)証拠の提出が不十分であるケース、(3)そもそも周知性がない、の 3 つに分けられる。今回検討した審判決は(1)と(2)のケースである。

(1)の場合は、出願人以外の者を共同出願人とする、或いは構成員に含めることにより、出願人等の使用により周知になったものであると認められている。また、(2)の場合は、証拠を補充することにより、周知性が認められている。

なお、(1)の登録主体の要件に関して、改正前は、商工会、商工会議所、NPO 法人を出願人とすることができなかった。しかし、こうした団体は、地域ブランド普及の担い手として活動を行っていることが多く、そうした活動の中で使用され周知となっているものについては、第三者により周知性が獲得されたものと判断されることになり、登録を受けることができなかった。今回の改正では、このような現状を踏まえて、商工会、商工会議所、NPO 法人も登録主体となることが可能となっている。

(大沼加寿子)

(検討審判決一覧)

	事件番号	審判決日	商標	指定商品／役務	結論	周知性
地域 団体 商標 (7 条の 2)	不服 2008-11461	平成 21 年 11 月 21 日	喜多方ラーメン	第 43 類 福島県喜多方市 におけるラーメンの提供	不成立	×
	不服 2009-12251	平成 22 年 10 月 26 日	淡路島たまねぎ	第 31 類 淡路島産のたま ねぎ	成立	○
	不服 2010-28413	平成 24 年 11 月 17 日	中山かぼちゃ	第 31 類 那須烏山市中山 地区で生産されたかぼちゃ	成立	○
	不服 2011-20454	平成 24 年 11 月 26 日	横手やきそば	第 30 類 秋田県横手市産 のやきそばの麺等	成立	○
	知財高判平成 21 年(行ケ)10433	平成 22 年 11 月 15 日	喜多方ラーメン	第 43 類 福島県喜多方市 におけるラーメンの提供	不成立	×

(審判決要約)

不服 2008-11461 (平成 21 年 11 月 12 日審決)		周知性：×
本件商標	喜多方ラーメン (標準文字)	
引用商標		
指定商品・役務	第 43 類 福島県喜多方市におけるラーメン提供	
出願日	平成 18 年(2006)4 月 1 日	
出願人／権利者	協同組合 蔵のまち喜多方老麺会	
審決要旨		
<p>証拠及び職権による調査の結果を総合してみると、喜多方市内のラーメン店のうち、請求人の構成員の比率は、50%弱であり、その構成員以外の者(店)の中には、「喜多方ラーメン」の文字を店名の一部又はメニューに使用して営業し、雑誌・新聞などにおいて紹介されている者(店)が少なくない。さらに、日本全国においても、「喜多方ラーメン」の文字を店名の一部又はメニューに使用して営業している者(店)があり、これらの者(店)の中には、「喜多方ラーメン」の文字を含む登録商標を有する者(店)も存在する。そうすると、「喜多方ラーメン」の文字に接する需要者は、これを、請求人又はその構成員の業務に係る役務を表示するものとして認識するとは限らず、構成員以外の者(店)の業務に係る役務を表示するものとして認識する場合や「喜多方市で提供されるラーメン」の意味合いを表したものと認識する場合も少なくないものといわざるを得ない。したがって、本願商標は、これが使用された結果、請求人又はその構成員の業務に係る役務を表示するものとして、例えば、福島県及びその隣接県に及ぶ程度の需要者の間に広く認識されているものということとはできない。</p>		
特記事項 (実務上の指針)		
<p>本事件は、出願人及びその構成員以外に、出願商標を使用している第三者(アウトサイダー)が存在する場合に、地域団体商標としての登録が付与されなかったケースである。本事件のように、商標が著名になって、全国的に使用されてしまっている場合は、一地域の地域団体商標の登録は困難である。</p> <p>証明に関して(1)前記第三者(アウトサイダー)が組合員である場合は、組合員名簿を提出して証明する。(2)組合及び地域全体の取扱量等を示す統計的資料の提出により、前記第三者の使用が出願人の周知性に影響がないことを証明する。(3)前記第三者が地域団体商標出願の主体要件を満たす団体であれば、共同出願する、等が考えられるが、全国的に使用されてしまった本事件は不可能であった。請求人の構成員以外の者(店)で、喜多方市内でラーメンの提供の営業を行っている者(店)が請求人の本願商標について商標権を取得することに同意したとしても、これらの者は構成員でないことには変わりがないから、認定判断に影響を及ぼすものではないとして退けられた。本事件は知財高裁でも請求棄却された(平成 21 年(行ケ)10433 号)。</p>		

(笹原敏司)

不服 2009-12251 (平成 22 年 10 月 26 日審決)		周知性：○
商標	淡路島たまねぎ (標準文字)	
指定商品・役務	第 31 類 淡路島産のたまねぎ	
出願日	平成 20 年(2008)1 月 23 日	
出願人／権利者	全国農業協同組合連合会、淡路玉葱商業協同組合	
審決要旨		
<p>本願商標は、遅くとも平成 19 年 12 月頃から、請求人等によって、使用商品に使用されており、また、請求人等により、近畿圏、関東圏といった大都市圏でのテレビ及びラジオにおけるコマーシャルの放送、インターネットのウェブページ上での宣伝、並びに、街頭における宣伝、印刷物の作成(配布)等が行われたことによって、本願商標は、請求人等の業務に係る商品を表示するものとして兵庫県及びその隣接府県に及ぶ程度の需要者の間に広く認識されるに至っているものと認められる。本願商標が、請求人等以外の者によって、使用商品について使用されているとしても、その使用はごくわずかなものであって、その他人によって、「淡路島た</p>		

まねぎ」の標章が広く知られるようになってきているものということではない。

特記事項（実務上の指針）

本願出願人は、査定段階では全国農業協同組合連合会の単独出願であり、出願人等出荷量は、商品『淡路島産のたまねぎ』の46%にすぎなかったことから、出願人等の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものと認めることはできないとされたところ、審判請求段階で、出願人名義変更届が提出され、淡路玉葱商業協同組合が本願の共同出願人となったことにより、その販売量のうち約98.9%が請求人等の取扱いに係るものとなっている。証拠の量（甲第1号証～同44号証及び使用期間（審決時で3年弱）からは、周知性のレベル自体はさほど高いとは思われない。むしろ、アウトサイダーとの関係で「出願人等の業務に係る商品を表示する」が重視されていると考えられ、本件は、当該アウトサイダーを共同出願人にするにより原査定の理由が解消したものと考えられる。

(木村達矢)

不服 2010-28413（平成 24 年 11 月 27 日審決）		周知性：○
商標	中山かぼちゃ（標準文字）	
指定商品・役務	第 31 類 那須烏山市中山地区で生産されたかぼちゃ	
出願日	平成 20 年(2008)11 月 12 日	
出願人／権利者	那須南農業協同組合	
審決要旨		
<p>請求人は、遅くとも平成3年頃から、指定商品について「中山かぼちゃ」の文字を使用し販売を行っており、また、それらの状況は現在においても継続していることが認められる。そして、その販売地域は、栃木県及びその隣接県のみならず北海道、沖縄などを含むほぼ全国に及ぶこと、さらに、請求人は、「山あげ祭」や自身のウェブサイト等において「中山かぼちゃ」のPRを行っていることが認められる。</p> <p>また、「中山かぼちゃ」が栃木県のウェブサイト、各テレビ番組等において請求人等の取り扱う那須烏山市の特産品として紹介されていること、とちぎ地域ブランド農産物として認証されていることなど、地方公共団体を含む第三者が「中山かぼちゃ」を請求人等の取扱いに係る商品及び商標として紹介していることが認められる。</p> <p>さらに、請求人等以外の者が「中山かぼちゃ」の文字を請求人等が生産するかぼちゃ以外のかぼちゃについて使用している事実も確認できない。</p> <p>したがって、これらの事情を総合考慮すれば、「中山かぼちゃ」の文字からなる本願商標は、使用商品、すなわち、その指定商品について使用をされた結果、請求人等の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものというべきものである。</p>		
特記事項（実務上の指針）		
<p>全体として証拠資料の数は多くはないが、審判官合議体は審尋や通知書により、証拠資料の追加提出を再三求めていたものと推測される。そして、最後の資料（写真データ）が提出されたところで、審決が出されている。本件の場合には、周知性以外の部分については、登録要件を具備したいため、特許庁としては、何とか登録できるよう、証拠資料の追加を求めたのではないかと推測する。</p>		

(神林恵美子)

不服 2011-20454（2012 年 11 月 26 日審決）		周知性：○
本件商標	横手やきそば〔標準文字商標〕	
指定商品・役務	第 30 類「秋田県横手市産のやきそばの麺、秋田県横手市産の調理済みやきそば」	
出願日	平成 21 年 7 月 7 日	
出願人／権利者	協同組合横手やきそば暖簾会	
審決要旨		
<p>請求人の「履歴事項全部証明書」及び請求人ホームページにより、請求人「協同組合横手やきそば暖簾会」は、「横手やきそばを全国にPRするとともに、やきそば店の魅力向上を図ることを目的」とし、「組合員の取り扱う横手やきそばの販売促進に関する事業、組合員の取り扱う横手やきそばの共同宣伝」等を行うための団体であり、自治体と一体となって地域振興のために事業を行っているといえること。</p> <p>また、秋田県横手市内において、「横手やきそば」の商標を使用し、指定商品を製造・販売している製麺会社、やきそばを提供している店はすべて、請求人に加入し、「横手やきそば」及び「協同組合横手やきそば暖簾会」の文字が表示された共通ののぼり旗を掲げていること、</p> <p>請求人の構成員 10 社が、「横手やきそば」の文字からなる商標を使用し、本願指定商品を製造・販売しており、多数の店舗で販売されるほか、カタログ、ネット、イベントを通じて販売されており、秋田県外においても取引されていること、が示されている。</p> <p>新聞「秋田さきがけ」において紹介されており、又、「B-1 グランプリ」をはじめとする多くのイベントに出展し、広告宣伝を行っていること、</p> <p>横手市内において、構成員以外の者は、「横手焼そば」「よこて焼そば」等の本願商標に類似する商標を使用していないこと、を考慮すれば、「横手やきそば」の文字からなる本願商標は使用をされた結果、請求人又はその構成員の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものと判断するのが相当である。</p> <p>他人による使用があっても、請求人は、その商品化に際しては、請求人が承認したもののみが販売され、長期間販売される商品については定期的に品質管理状況などの確認を行っており及びこれらの商品には「横手やきそば暖簾会監修」などと請求人名が表示されていることを考慮すれば、請求人監修商品が他人により販売されることを、本願商標と請求人との結び付きを阻害する要因とみ</p>		

ることは相当ではない
特記事項（実務上の指針）
出願人又はその構成員自身が、当該商標を広く使用し、広告宣伝活動を行っていること、他人が使用していないことを立証するべきである。

(神野直美)

知的財産高裁平 21(行ケ)第 10433 号	周知性：×
本件商標	喜多方ラーメン（標準文字）
指定商品・役務	第 43 類 福島県喜多方市におけるラーメンの提供
出願日	平成 18 年(2006)4 月 1 日
出願人／権利者	協同組合 蔵のまち喜多方老麺会
審決要旨	
<p>7 条の 2 が定める地域団体商標の制度が設けられたのは、その立法経緯にかんがみると、地域の産品等についての事業者の信用の維持を図り、地域ブランドの保護による我が国の産業競争力の強化と地域経済の活性化を目的として、いわゆる「地域ブランド」として用いられることが多い地域の名称及び商品ないし役務の名称等からなる文字商標について、登録要件を緩和する趣旨に出たものである。すなわち、上記のとおり地域の名称と商品ないし役務の名称等からなる文字商標については、従前、3 条 1 項各号に該当するとして、使用による識別力を獲得し、3 条 2 項の要件を満たさない限り登録が認められず、全国的に相当程度知られるようになるまでは他人の便乗使用を排除できず、また図形入りの商標の登録を受けるのみでは他人による文字部分の便乗使用を有効に排除できないという不都合等があったのを、これらの不都合を解消して上記のとおり地域の名称と商品ないし役務の名称等からなる文字商標の登録を許容して、地域の産品等についての事業者の信用の維持等を実現する趣旨のものである。</p> <p>そして、1 項柱書で、当該「商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」ことが要求されているのは、上記のとおり地域の名称と商品ないし役務の名称等からなる文字商標である地域団体商標の登録をすると、構成員でない第三者による自由な商標（表示、名称）の使用が制限されることになるので、かかる制限をしてまでも保護するに値する程度にまで、出願人たる団体の信用が蓄積されている商標であるか否かを峻別するためであり、あるいは構成員でない第三者による便乗使用のおそれが生じ得る程度に、出願人たる団体の信用が蓄積されている商標であるか否かを峻別するためであると解することができる。</p> <p>しかし、この要件緩和は、識別力の程度（需要者の広がりないし範囲と、質的なものすなわち認知度）についてのものであり、当然のことながら、構成員の業務との結び付きでも足りるとした点において 3 条 2 項よりも登録が認められる範囲が広がったのは別としても、後者の登録要件について、需要者（及び取引者）からの当該商標と特定の団体又はその構成員の業務に係る商品ないし役務との結び付きの認識の要件まで緩和したものではない。</p>	

(高村隆司)

(参考文献)

- 1) 工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 19 版〕 特許庁編 pp1343～1350
- 2) 商標審査基準改訂 10 版 pp99～109
- 3) 商標審査基準改訂 11 版 pp131～142

以上

(原稿受領 2015. 5. 11)